

平成29年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成29年9月5日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第42号 | 尾鷲市市税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第43号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第44号 | 平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第 6 | 議案第45号 | 平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 平成29年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 平成28年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第51号 | 平成28年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第52号 | 平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案説明、審議留保) |
| 日程第14 | 議案第53号 | 尾鷲市教育委員会委員の任命について
(提案説明、質疑、討論、採決) |
| 日程第15 | 報告第 8号 | 平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金 |

不足比率の報告について

(報告、質疑)

日程第16 選挙第 7号 三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

日程第17 発議第 7号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

日程第18 発議第 8号 北朝鮮による核・ミサイル問題の早急な解決を求める意見書について

日程第19 発議第 9号 「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書について
(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員(13名)

1番 三 鬼 孝 之 議員	2番 内 山 將 文 議員
3番 奥 田 尚 佳 議員	4番 楠 裕 次 議員
5番 上 岡 雄 児 議員	6番 三 鬼 和 昭 議員
7番 村 田 幸 隆 議員	8番 仲 明 議員
9番 小 川 公 明 議員	10番 南 靖 久 議員
11番 高 村 泰 徳 議員	12番 野 田 拓 雄 議員
13番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼出納室長	北 村 琢 磨 君
市長公室長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	神 保 崇 君

税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	内 山 雅 善 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環 境 課 長	竹 平 專 作 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	上 村 告 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会教育総務課主幹学校教育担当	大 川 太 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 本 功
事務局次長兼議事・調査係長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

〔開会 午前10時00分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより平成29年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成29年第3回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」を初めとする議案12件と、報告第8号「平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金不足比率の報告について」の報告1件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立をいたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、12番、野田拓雄議員、13番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月26日までの22日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から日

程第13、議案第52号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計11議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました11議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 平成29年第3回定例会に当たり、諸議案についての御説明に先立ちまして、市政に関する所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

このたび、私は、去る6月11日の市長選挙におきまして市民の皆様の力強い御支援と温かい御理解を賜り、市政に送り出させていただきましたこと、心から深く感謝申し上げますとともに、改めて責任の重大さを感じているところであります。

これからの市政運営につきましては、本市の抱える諸課題の対策や新たな改革などを早急に進め、市民と議会と行政がともに知恵を出し合い、市民憲章にも沿った明るく元気で豊かなまち、尾鷲を目指し、尾鷲の再生に全力で取り組んでいく所存であります。

初めに、おわせ港まつりについてであります。

去る8月5日に開催されました第67回おわせ港まつりにつきましては、台風の影響も心配されましたが、イタダキ市や魚つかみ大会、カッター大会が開催され、夕方からは特設ステージにてフラダンスチーム、尾鷲節保存会、坂東流柳蛙会、ロックジャム、尾鷲節保存会こども太鼓など多くの皆様に御出演いただき、多彩な催しが行われました。

また、今回初めてとなるウオーターデッキショー、恒例の海上花火大会では、尾鷲港ならではの迫力ある花火が夜空を彩り、市民並びに来訪客の皆様にも御満悦いただけたものと感じております。

今回の開催における市民の皆様の御協賛、御理解はもとより、おわせ港まつり実行委員会やごみナビゲートなどボランティアの皆様の御協力に対し敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

それでは、私の政策に関する所信を申し述べます。

まず、水産業の振興についてであります。

本市の水産業につきましては、水揚げ量の減少や消費者の魚離れなどから魚価

の低迷が続く中、原料・資材価格の高どまりなど生産者のみならず、加工流通業者も含め、業界全体が厳しい状況下に置かれております。加えて、漁業従事者の高齢化が進み、若者の漁業離れがとまらず、後継者不足が深刻化するとともに、漁業組合員数も減少し、漁協経営も年々厳しさを増すとともに、産地市場などの漁業関連施設の老朽化が進み、安全安心かつ収益性の高い生産体制の構築に向けた施設機能の強化が課題となっております。

水産業の振興については、活力ある水産業の実現を図るため、次の施策を掲げ、総合的に推進してまいります。

まず、一つ目として、水産物のブランド化と高付加価値化についてであります。

産・官・学のネットワークなどを活用しながら、魅力ある本市の水産物、水産加工の商品開発等を支援するとともに、私みずからもトップセールスによる販路拡大を心がけ、生産者や関係者の皆様と一緒に水産業の再生に取り組んでまいります。

次に、二つ目として、水産物の水揚げ増大についてであります。

漁業生産の基盤となる沿岸漁業資源の保護、増大を図るため、種苗放流や藻場造成などに引き続き取り組むとともに、漁業者や地域の方が中心となって取り組む漁場の保全活動、地域資源や特性を生かした漁家所得の向上につながる取り組みなどを支援してまいります。

また、尾鷲漁業協同組合が開設するおわせ魚市場は、当地域において価格形成、物流集分荷機能などの中核的産地市場としての機能を保持しており、多様な流通ルートによって、地元はもとより都市部などの消費地に流通しております。さらに、今後、漁協合併の動向によっては、集約市場としての役割が高まることが予想されるため、受け入れ体制などの市場機能の拡充強化に向けて検討が必要であります。

市としましては、今後、漁協合併協議の動向を踏まえながら、漁協及び水産関係者の方々と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、三つ目として、漁業の担い手確保と育成についてであります。

これまで漁業者、地区、行政が一体となって尾鷲市漁業体験教室や早田漁師塾などの取り組みを通して就業希望者を受け入れるとともに、就業を目的とした長期研修生の受け入れ支援などを通じ、大型定置網については新規就業者を確保し、地域への定住にもつながっております。

今後も受け入れから着業に至るまでの一連の各過程において、漁業者、関係機

関、地域の方々とさらに一体となって取り組んでまいります。経済情勢が一段と厳しさを増している中、地域が元気を取り戻すため、水産業の活性化を図り、未来につながる経済基盤を整える政策に積極的に取り組む考えであります。

次に、食のまち尾鷲にふさわしい地域活性化拠点構想についてであります。

本市におきましては、人口減少のスピードが他地域に比べ顕著な状況であり、このままでは市消滅への危機感も募る中で、産業振興による経済の活性化が必要な状況となっております。

また、熊野尾鷲道路の尾鷲北南インターチェンジをつなぐ工事が進められており、整備の完了により市内への流入人口の減少が懸念される中で、本市を目的として選んでもらう施策が重要となっております。

これらへの対応策の第一歩として、熊野古道を中心にさらなる地域特性を生かした観光資源を整備し、PR活動等の強化により集客を図るとともに、尾鷲港周辺エリアに食のまち尾鷲にふさわしい地域活性化拠点の構想を描きながら、段階的に具現化を目指してまいります。

このように、観光情報発信と地域活性化拠点整備を連動して行うことで、中核拠点への集客はもとより、これらの来訪者に対し市内観光スポットへの収容を促し、滞在時間を伸ばすことで地域への経済効果や活性化につなげてまいります。

次に、伝統文化を生かした集客交流についてであります。

先般のおわせ港まつりにおいては、尾鷲節関係団体より尾鷲節の大変すばらしいステージが披露され、とりわけ尾鷲節保存会こども太鼓の演奏では、改めて伝統文化の普及、継承の重要性を感じたところであります。

また、ことしも11月12日には地域内外の民謡愛好家の皆様が本市に集い、尾鷲節日本一を競う第32回全国尾鷲節コンクールの開催が予定されております。

このように、尾鷲節は本市の代表的な伝統文化の一つであるとともに、地域内外の皆様との交流を推進し、地域活性化を図る重要な文化資源であると考えております。本市といたしましては、尾鷲節を初め、地域の伝統文化を生かした集客交流を推進してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

林業関連産業を再生させ、経済を活性化させるための次の施策を掲げます。

まず、一つ目として、尾鷲ヒノキのブランド力の向上に取り組んでまいります。

尾鷲ヒノキは、県立熊野古道センターを竣工した際に実施された調査により、強度がすぐれていることが証明され、また、赤みが多く美しい光沢があり、耐久

性にすぐれていると評価されております。そのことから、昨年の伊勢志摩サミットでは首脳会議用テーブルなど多くの尾鷲ヒノキ製の木材製品が活用され、また、本年3月には日本農業遺産に認定されるなど注目を集めており、これを契機にさらなる尾鷲ヒノキのブランドの伸展に取り組んでまいります。

次に、二つ目として、付加価値の高い商品づくりを推進してまいります。

従来からの柱材を中心とした生産だけではなく、尾鷲ヒノキの持つ揮発性物質における抗菌作用の研究結果をもとに、住宅建材や木材製品などを健康面からアプローチするといった新たな視点からの参入を推進してまいります。

次に、三つ目として、市外への販路拡大を行ってまいります。

みなと森と水ネットワーク会議事業では、東京都港区に建てられる建築物等において、協定を結んでいる木材が優先的に利用されることから、首都圏での尾鷲ヒノキのPRと販路拡大に向けたトップセールスを展開してまいります。

これらの三つの施策を推進するために、市と木材関係者で構成する推進プロジェクトを立ち上げ、木材業界の現状と課題を洗い出し、さまざまな問題について議論を重ね、協力体制を構築し、林業の活性化に取り組んでまいります。

次に、農業の振興についてであります。

これまでも実施しております急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持管理の取り組みとともに、農業の持つ自然環境の保全や美しい風景の形成といった多面的機能を維持していく取り組みも引き続き支援してまいります。

また、現在、課題となっている遊休農地の発生防止や解消については、農業委員会において農地の取得できる下限面積の引き下げに取り組んでおられるものと認識しております。

加えて、本市において取り組みを進めている空き家バンク制度を利用する移住者に対しては、取得できる農地の下限面積をさらに引き下げいただくことも農業委員会において検討していただいております。

今後、空き家に付随した農地を取得しやすくすることで、市外からの移住促進の取り組みとあわせ農業振興が図られるよう、農業委員会と協力して取り組んでまいります。

次に、鳥獣害対策の推進についてであります。

獣害パトロール員による巡視及び獣害発生地区への迅速な追い払いの実施などは、市民を鳥獣の被害から守るための必要な対策と考えており、引き続き継続してまいります。

また、鳥獣被害を軽減するためには、頭数を減らす必要があることから、猟期以外の期間では有害鳥獣捕獲許可証を発行し、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカの捕獲等について三重県猟友会尾鷲支部に協力していただきながら適切な頭数管理を図ってまいります。

さらに、鳥獣害に強い地域づくりを推進するために、被害多発地区においては県と連携を図りながら鳥獣害対策を学ぶ研修会を開催し、より効果的な被害対策に向けた支援を行ってまいります。

次に、新たなエネルギー施策についてであります。

本市の地域経済の活性化や人口減少を克服するためには雇用の創出が喫緊の課題であると認識しているところであります。中でも中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所における発電事業を継続していただくことはもちろんのこと、リプレースにつきましては、市内経済発展に効果が期待されるものであります。リプレースの実験に向けては、従前から商工会議所、市議会、市が一体となって要望等の活動を行っているものであり、今後におきましても市民及び関係者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、力を合わせ継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、広域ごみ処理施設整備の推進についてであります。

広域ごみ処理施設整備につきましては、これまで関係5市町で検討を重ねてきており、引き続き連携しながら広域での整備の推進に向けて取り組んでまいります。

次に、学校教育の推進についてであります。

児童や生徒が生き生きと意欲を持って教育活動に取り組むには、地域や家庭、学校においてそれぞれが大事にされている存在と自覚ができ、自分を正しく評価してくれる仲間や先生、家族や地域の人々につながっている関係が重要であります。これが学習の動機づけとなり、しっかりとした教育活動になると思っており、地域の宝である子供たちを見守る教育環境をつくってまいりたいと考えております。

その上で、自然環境や地域のコミュニティの豊かさを生かした教育活動を推進し、子供たちを取り巻く教育環境を整えてまいります。そのために、これまで本市が取り組んできた尾鷲の自然、歴史、文化や産業から学ぶふるさと教育を一層推進するとともに、地域のコミュニティと連携して学校を運営するコミュニティスクールを拡充させ、学校、家庭、地域の連携をより進化させてまいります。

また、児童・生徒の心身の健全な発達や学校における食育の推進において大きな意義を持つ給食については、本市において尾鷲中学校だけが未実施の状況であります。義務教育における公平性の確保の観点においても、尾鷲中学校の給食実施は必須事項と認識しており、実施手法や事業スキームを十分検討した上で、早い時期に実施できるよう取り組んでまいります。

防災教育におきましては、これまでの取り組みの中で子供たちに自分の命は自分で守るという自助の姿勢が随分育まれてまいりました。自分たちの住む地域についてのよさや地形的な危険性も学び、避難行動はそこに住まう者としての作法であることも学習してきております。今後も継続して東京大学の片田教授のお力をおかりしながら、子供たちによる地域住民も巻き込んだ防災教育を実施し、人間教育としての観点からの防災学習に取り組んでまいります。

三木・三木里小学校の統合につきましては、これまで両地区の代表の皆様と新しい学校づくり準備会、学校づくり協議会での検討や両地区での教育懇談会を通して北輪内地区に小学校を1校存続させる方向で取り組んできております。統合する学校の目指すべき学校像や学習に取り組む方向など、多くのソフト面での御意見をいただいているところでございます。

あわせて、存続させる学校は、これらを実現させる上で安全安心な教育環境を整備することが必要であり、そのためにはハード面での検討が重要であります。統合校を設置する場所や耐震を含めた学校整備について、客観的なデータを十分精査した上で、平成31年度に学校統合ができるよう取り組んでまいります。

次に、福祉施設の推進についてであります。

高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けるため、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防を充実させる地域包括ケアシステムの構築が進められる中、本市におきましては紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働し、仕組みづくりを進めております。中でも地域の医療機関と介護事業所が連携して行う在宅医療介護連携につきましては、在宅医療介護連携支援センターの設置及び円滑な運営に向け、紀北医師会及び関係機関と協議を進めております。

また、在宅での健やかな生活を支えるための生活支援では、高齢者の集いの場づくりをコミュニティセンター等で実施しており、多くの高齢者に参加いただき、介護予防と生きがいつくりの場として好評を得ております。

また、高齢者向け配食サービスやごみ出し支援に加え、元気な高齢者や地域住民の協力を得ながら買い物支援や見守り支援などについても検討を行うなど、地

域全体で高齢者の生活を支え合う仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、本市の障害者施策は、ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくりを基本目標に、紀北地域障害者福祉計画及び尾鷲市障害福祉計画に沿って進めております。その重点的な取り組みとして、市域で安心して生活ができるようグループホーム等の居住環境の整備を目指す地域生活支援の充実、一人一人に合った働き方ができるよう支援体制の充実を図り、多様な就労の場を確保する就労支援の強化、障害を早期に発見し、一人一人に合った療育事業の実施につながる途切れのない療育支援体制の充実など、障害者の自立及び社会参加に向けた取り組みを推進しており、今後も取り組んでまいります。

次に、健康づくりの推進についてであります。

本市では、ウォーキングや健康体操を中心とした健康増進、食のまちづくりの一環としての健康弁当の普及など、市民の健康づくりに取り組んでおります。尾鷲市健康増進計画においては、主要な取り組みである生活習慣病、メンタルヘルス、お口の健康、喫煙、ロコモティブシンドロームに対して、市民及び各組織団体の連携のもと、市域力の強みを生かした健康づくりを実践する尾鷲健康増進の会において広く普及啓発を行っております。

次に、健康ウォーキング事業におきましては、ウォーキングサポーターを中心に地区会等と共同で取り組み、尾鷲市健康ウォーキングマップを活用して、定期的な開催を続けており、ウォーキングを生活の中で取り入れる市民がふえてまいりました。

また、三木里海岸を活用したタラソウォーキングでは、海岸沿いの気候を活用した効果的な健康づくりとして好評を得ており、多くの市民に継続して活用いただいております。現在、その効果がヘルスケア事業として注目されていることから、市外からの集客、誘客につなげる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、尾鷲の魚を中心に減塩、低カロリー、栄養バランスに配慮した健康弁当においては、基本となる形が完成しております。今後も事業者と協議を行いながら、市民の健康づくりに役立つ健康弁当の普及に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、子育て支援についてであります。

子育て支援につきましては、延長保育などの特別保育事業や放課後児童クラブ、乳児訪問や養育支援を初め、第三子以降が生まれた世帯への紙おむつ、粉ミルク

の購入助成、妊娠を望む夫婦への特定不妊治療費補助、定期の予防接種に加え、任意の予防接種の全額助成など、保護者のニーズに合わせたさまざまな子育て支援に取り組んでおります。

さらには、子ども医療費助成対象を中学生通院も拡大する検討を行っており、今後も子育て支援の充実を図り、若者たちが定住したいと思える子育て環境の整備を進めてまいります。

また、妊婦期から子育て期にわたる途切れのない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置については、庁内各課が連携しながら体制づくりを進めており、子育て支援、発達支援、児童虐待防止など保護者のニーズに対し包括的に対応できるワンストップ拠点として重要な役割を担うことから、今後も取り組みを進めてまいります。

また、新たに妊婦、出産、子育てについて妊産婦を支援する産前産後ケア、発達支援の必要な児童への早期支援を効果的に行うための発達支援アドバイザーの養成などにも取り組み、寄り添い型の子育て支援を一層充実させることで、児童の福祉向上と子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

次に、子育て環境の整備についてであります。

本市には自然環境のよさ、地域コミュニティの豊かさがあり、大きな魅力の一つであることは言うまでもございません。この魅力をふんだんに生かした子育て支援を一層進めていく上で中核となる組織や団体を育成しながら、子育て支援の輪を広げていくことが非常に重要な取り組みであると考えております。

現在、市内には幾つかの子育て支援サークルや組織が生まれてきており、去る8月27日にはこれらの団体が一堂に会し、中央公民館を主会場とした子育てハッピーデーを開催いたしました。このような団体への支援を通して、子育て世代へのサポート、母親サポート、子供たちと高齢者との交流などの取り組みを進めてまいります。

今後とも子育て環境の整備、教育環境の整備を図りながら、これらの魅力を若者たちが定住したいと思えるまちづくりにつなげると同時に、都市部に情報発信する仕組みを構築し、子育て世代の定住移住につなげることで、年齢別人口構成のバランスのとれた人口減少対策を図ってまいります。

次に、国体競技種目誘致についてであります。

去る7月30日に三木里海岸にて開催されましたオープンウォータースイミング三重オープン2017尾鷲につきましては、ことしは日本水泳連盟の公認大会

となったことから、男子58名、女子40名という昨年の約3倍の選手が参加し、台風5号の影響で波のうねりがあるコンディションではございましたが、大盛況のもと無事終了することができました。この大会は、男女それぞれ1名ずつの愛媛国体三重県代表選手選考会を兼ねており、女子では本市の尾鷲高校2年、池田沙羅さんが全体で4位、三重県選手の中では1位でゴールし、見事、三重県代表に内定いたしました。議員の皆様を初め、昨年を上回る多くの市民の皆様にも御声援いただき、大会を盛り上げていただきましたことを御礼申し上げます。

日本水泳連盟公認大会として100人近い選手が参加した本大会を無事に終えることができたことは、私どもにとりましても大変大きな自信となったことから、平成33年の三重とこわか国体の誘致に向け、国や県への働きかけなど一層取り組みを強化してまいります。

また、7月30日に開催されました国民体育大会三重県準備委員会の常任委員会において、デモンストレーションスポーツのクラブの本市開催が承認され、これまでに決定しておりましたユニカール、ウォーキングとあわせて三つのデモンストレーションスポーツの開催が正式に決定いたしましたので御報告させていただきます。

また、その後の総会におきまして、知事から国体競技開催時に掲げられる国体旗が贈呈されております。市役所玄関前に展示し、国体の開催周知に努めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や台風による風水害、土砂災害など本市を取り巻く状況は常に厳しい局面であると認識しております。本市におきましては、防災対策の基本である尾鷲市地域防災計画や事前復興計画を検証し、展開させていきます。大規模な自然災害に見舞われたときには直ちに被災者を救護し、迅速かつ的確に復旧復興作業を行うことが肝要であります。

このため本市が主体となり、県及び県下市町に周知し、阪神・淡路大震災後、復興業務に大きな役割を果たした被災者支援システムの研修を行っております。県下では先駆けとしてこのシステムを活用し、マニュアル化を検討してまいります。

また、今後発生が懸念される大規模災害を想定すると、行政による公助はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、地域の防災力向上のための自主防災組織等が連携して行う防災活動といった共助なくしては被害の軽

減を図ることは困難であります。昭和48年に最初の自主防災組織の手引きが作成されて以来、阪神・淡路大震災や東日本大震災を初めとする幾多の災害を経ながら、各地区自主防災会79団体が組織化され、さまざまな防災活動を展開してまいりました。

平成25年に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、地域防災力の充実強化に向けて一層の活動強化を図ることとされております。このことを踏まえ、本市としましては防災教育、避難行動要支援者対策、避難所運営等、自主防災組織等を協働で取り組んでおります。

今後も地域防災力向上補助金を活用しながら、自主防災組織の自主性、自発性を最大限に尊重した上で、自主防災組織の抱える問題を共有し、相互に連携協力をしてまいります。

さらに、津波避難区域における避難施設の整備につきましては、住民主導型避難体制確立事業を継続し、要援護者・避難困難者対策として具体的に避難施設等の検討を進めており、今後もこの事業を継続し、市民の皆様とともに検討を重ね、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、都市基盤整備についてであります。

本市の都市基盤となる道路等公共施設は都市づくりの根幹であり、災害に強い都市施設の推進になくてはならないものです。さらに、今後目指すべき産業振興等経済基盤の整備、定住移住の推進、暮らしの安全安心を守る上で、全ての基礎になるものです。このため、都市基盤の基礎となる道路等公共施設については、必要となる施設整備を推進するとともに、既存施設の維持管理、施設更新等を適切に実施し、本市の活性化に寄与する都市基盤として最大限機能するよう対応してまいります。

その主要な整備事業といたしまして、まず、東紀州地域の都市づくりの根幹となる近畿自動車道紀勢線熊野尾鷲道路のⅡ期工事であります。当該事業は平成24年度に新規着手され、継続して事業が推進されておりますが、今月16日には尾鷲北インターチェンジの最初のトンネルである尾鷲北トンネルの貫通式が予定されております。

本市としては、今後もより一層事業進捗が図られるよう、東紀州地域5市町が連携して国や県に要望するとともに、この命の道として整備が推進される高規格幹線道路のネットワークを最大限、本市の活性化に結びつけるべく対策を講じてまいります。

次に、都市計画道路尾鷲港新田線についてにつきましては、南海トラフ巨大地震など災害発生時には尾鷲港の耐震岸壁と県の広域防災拠点とを直結する本市の防災対策上の重要な路線であります。当路線は、県の都市計画事業として事業が進められ、現在、道路計画上に立地する建物及びその補償額算定等の調査業務が実施されております。

また、墓地の所有者調査については、市と県が連携して8月11日から15日にかけて折橋墓地で聞き取り調査を実施させていただき、引き続き所有者調査を進めてまいります。

さらに、折橋墓地の移転につきましては、現光ヶ丘墓園西側の山林を候補地として、地権者様や近隣住民の皆様を個別に訪問させていただき、移転先についても調整を進めているところであり、当路線の早期供用に向け、地元の皆様にはより一層の御協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいります。

次に、生活基盤における市営住宅のあり方についてであります。

本市では、人口の減少や高齢化が急速に進む中、定住移住世帯や福祉援助世帯等に対する住宅の供給は市の担うべき役割として重要なことと考えております。

一方では、既存の市営住宅の大半が昭和30年代に建設され老朽化が著しく、居住には適さない家屋も散見されております。また、団地の中では、居住世帯が極端に少ない地区もあり、今後の住宅需要をしっかりと見きわめていく必要もありません。

さらに、平成14年度に策定された尾鷲市営住宅ストック総合活用計画も計画期間の10年が過ぎ、今後の市営住宅のあり方や活用方法等をいま一度整理すべきと考えております。

これらのことを踏まえ、生活の基盤となる市営住宅のあり方については、早期に検討すべき課題と位置づけ、今後に向けた新たな活用方法等について検討してまいります。

次に、尾鷲総合病院の維持存続についてであります。

尾鷲総合病院は、昭和34年に三重県厚生連紀勢病院を買収し、その後、昭和44年に現在地へ新たに建設し、尾鷲総合病院として開院いたしました。昭和44年当時、約3万4,000人であった人口が約1万8,000人となった現在においても、東紀州における中核病院として本市や紀北町、熊野市などの皆さんに安全と安心を提供する医療機関であるとともに、本市における雇用、定住移住、

出産、子育ての好循環を支えるまちづくりに欠かすことのできない中核的存在であります。

東紀州地域においては、今後も過疎、少子高齢化の推進に伴う医療保険人口の減少が見込まれ、それに伴う医業収益の増収が厳しい状況にあっても、この尾鷲総合病院を将来にわたり維持存続させるためには、これまでにない改革を行わなければなりません。経営改革の唯一の方策は、全職員があらゆる面で医師から徹底して見直し、少しの無駄もなくしていくことという意識を持った取り組みが必要であり、職員みずから病院の課題をつぶさに洗い出し、それらを一つずつスピーディーに解決していくことにあると考えております。

また、職員の目線は常にお客様である患者さんに向け、患者さんがいかに喜ばれて、より快適な診療を受けていただくかが重要であり、患者さんに心地よさを感じていただけるようなサービスならホスピタリティー、心からのもてなしの徹底を図ってまいります。

一方、院内ボランティアの皆様には、玄関受付での御案内や車椅子での移動補助などボランティアの皆さんの温かい気持ちと貴重なお時間を提供していただくことで患者さんの感謝の気持ちや笑顔を拝見できることに感謝をいたしております。

このような活動が市民活動へと発展し、病院を支える原動力になる機運の醸成を図っていくことも重要であります。

さらに、医師、看護師の継続した人材確保を初め、医療技術向上のための人材育成、経費削減のための業務のアウトソーシングなどにも取り組むとともに、放射線治療装置リニアックにつきましては、投資額、投資回収期間、収支バランスを踏まえた事業計画を策定し、更新に向け取り組んでまいります。

私は、この病院の維持存続が本市の方向性を大きく左右するといっても過言ではないと考えているところであります。今後、尾鷲総合病院を取り巻く環境の変化を的確に捉え、尾鷲総合病院の求められる役割や機能を明確にし、それに伴う課題の可視化と解決に向けたありとあらゆる手段を使い、成果を出し続けていくことにより、尾鷲総合病院の維持・存続を図ってまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税につきましては、財政難に困窮する地方自治体にとって、地方交付税に左右されない貴重な財源であること、また、返礼品についても地場産品の販路拡大の一助となっていることなどから、ふるさと納税寄附金増大のための各

種施策を積極的に展開しなければならないと考えております。

本市におきましても、より多くの御寄附がいただけるよう、「ふるさと納税大幅拡大キャンペーン」の実施を踏まえた推進プロジェクトを発足し、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革の推進についてであります。

本市の財政状況は、少子高齢化、人口減少に加え、地域経済の低迷により、主な自主財源である市税収入が減少の一途をたどっております。その一方、経常収支比率の高どまりにより、財政の硬直化が進んでおり、また、東日本大震災以降の積極的な防災・減災対策の推進による地方債現在高の増加、財政調整基金残高の減少など、本市を取り巻く財政状況は非常に厳しくなっております。

こうした財政難を克服するためには、徹底した「選択と集中」により、事業の再構築を図る必要があります。その一つとして、歳出の中身を徹底的に分析し、無理・無駄を排除することにより、業績の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、本市の存在価値を高めるには、財政難といえども、今、山積している課題を一つずつ解決していかなければならないと考えております。そのための必要不可欠な施策を実行するためには、当然のことながら、財源の確保は必要であり、市職員はもとよりオール尾鷲で、痛みを伴うことも辞さず、改革を推進してまいります。

行政改革につきましては、私の就任時、職員全員に、職員が市民の皆様には行政の立場でいかに貢献できるか、市民の皆様には市役所の存在価値を認めていただければ、私たちは必要ないということを訓示しました。

組織や業務を支える根幹は人であり、人づくりによる改革が行政改革の基本と考えており、私にとりましては、職員の人財育成と働き方改革、それと組織改革を実践することで、市民の皆様には信頼を得られる市政を推進してまいりたいと考えております。

それでは、今回提案しております議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から、議案第52号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの11議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

1ページから7ページまでの議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」及び議案第43号「尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正

について」につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されたことに伴う条例の改正であります。

次に、議案第44号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」から議案第48号「平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について一括して御説明いたします。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第2号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4億266万3,000円、国民健康保険事業会計で1億2,580万7,000円、後期高齢者医療事業会計で1,759万1,000円をそれぞれ追加し、病院事業会計では、歳入で1,342万9,000円、歳出で2,797万8,000円をそれぞれ追加し、水道事業会計では、歳入で6万8,000円、歳出で1,724万3,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を193億6,904万8,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

8款地方特例交付金は、額の確定により13万9,000円を増額するものであります。

9款地方交付税は、普通交付税の額の確定により1億4,892万4,000円を増額するものであります。これは、基準財政収入額で主に地方消費税交付金の減額により、総額として減額となる一方、基準財政需要額においても公債費では増額となったものの、多くの費目において単位費用等の減により減額となったことから、総額として減額となりました。基準財政需要額の減額幅が基準財政収入額の減額幅に比べ約1,000万円程度多くなりましたが、減額幅が少なかったことから結果的に交付基準額がほぼ前年度並みになったことによるものであります。

13款国庫支出金861万6,000円を増額は、本庁舎耐震診断業務委託に対する社会資本整備総合交付金318万9,000円の追加、国民年金法改正に伴う届け出書の電子媒体化及び様式統一化にかかわる国民年金システム改修業務委託に対する基礎年金事務費交付金348万9,000円を増額が主なものであります。

14 款県支出金 66 万 9,000 円の増額は、境界不明瞭な森林で実施する境界確認測量などの森林施業の推進に必要な地域活動補助に対して、森林整備地域活動支援交付金 44 万 3,000 円が認められたことが主なものであります。

15 款財産収入 331 万円の増額は、公有林の設置の既存の鉄塔に対する地益権設定契約締結に基づく農林関係土地貸付料の追加であります。

16 款寄附金 3 万円の増額は、一般寄附金として 1 名の方から御寄附いただいたものであります。この寄附金につきましては、老人福祉費の在宅援護事業に充当させていただきました。

17 款繰入金 1,363 万 2,000 円の増額は、前年度等の精算金として後期高齢者医療事業会計から 1,197 万 5,000 円、国民健康保険事業会計から 165 万 7,000 円を繰り入れるものであります。

18 款繰越金 2 億 6,713 万 1,000 円の増額は、平成 28 年度の決算に伴う繰越金であります。

19 款諸収入 221 万 2,000 円の増額は、宝くじの社会貢献事業として地域防災組織育成助成事業助成金 190 万円の追加、バルーン型投光器購入に対し、消防団員等公務災害補償等公共基金の安全装備品整備等助成金 31 万 2,000 円が認められることによるものであります。

20 款市債 4,200 万円の減額は、平成 29 年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の算出の結果、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、歳出であります。

3 ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。そのうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

4 ページをごらんください。

まず、総務費では、一般管理費で、本庁舎耐震診断業務委託料 638 万円の追加、財産管理費で、基金積立金として財政調整基金積立金 2 億 3,329 万 9,000 円、減債基金積立金 5,000 万円のほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

防災費の自主防災組織整備事業で尾鷲市自主防災会連絡協議会に対する一般コミュニティ助成事業補助金 190 万円の追加であります。

コミュニティセンター費で新たに集落の維持活性化対策を推進するため、九鬼

地区において集落支援員を設置するための経費 1 1 5 万円の追加であります。

民生費では、各事業における前年度精算金の追加、国民年金法改正に伴う国民年金システム改修業務委託料 3 4 8 万 9, 0 0 0 円の追加であります。

衛生費では、下水道整備費で、中川・矢ノ浜幹線下水路しゅんせつ工事請負費 8 5 0 万円の追加であります。

農林水産業費では、林業振興費で、森林施業の推進に必要な地域活動を支援するための制度として森林整備地域活動支援補助金 4 4 万 3, 0 0 0 円を新たに設置するものであります。

商工費では、市内での消費喚起、経済の活性を図るため、1 0 % プレミアムつき地域商品券を発行し、尾鷲商工会議所に対する地域商品券発行補助金 5 0 0 万円の追加、本市の代表的な伝統文化の一つである尾鷲節の普及啓発を図り、本年度で 3 2 回目の開催となる全国尾鷲節コンクールの発展を支援、強化するため、尾鷲節コンクール補助金 2 9 万 2, 0 0 0 円の増額であります。

土木費では、既存の市営住宅の有効活用方法、適正戸数の把握、設置など今後 1 0 年間の本市の市営住宅の指針を策定するため、市営住宅ストック総合活用計画策定業務委託料 4 2 1 万 2, 0 0 0 円の追加であります。

消防費では、非常備消防費で消防団員等公務災害補償等共済基金の安全装備品整備等助成金が認められたため、バルーン型投光器購入費 3 1 万 3, 0 0 0 円の追加であります。

教育費では、公民館費で、消防用設備等点検で不備を指摘されております。中央公民館非常用発電設備の改修工事請負費 5 1 8 万 4, 0 0 0 円の追加、体育文化会館管理費で P C B 含有機器撤去手数料 1 9 万 7, 0 0 0 円の追加であります。

公債費では、2 8 年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で 1 2 8 万円の増額、公債費利子で 4 7 9 万円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

6 ページをごらんください。

追加で尾鷲市斎場指定管理料につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。変更 2 件につきましては、入札による額確定の結果、限度額が下がったことによる変更であります。

7 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、1 億 2, 5 8 0 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳

出総額を30億9,906万2,000円とするものであります。歳入は、国庫支出金で国民健康保険制度改正に伴う業務準備事業補助費1,014万1,000円の追加、交付金の交付額確定により前期高齢者交付金41万7,000円の増加、前年度から繰越金1億1,327万円の増額が主なものであります。歳出は、諸支出金で額確定による一般被保険者返還金2,733万8,000円の増額、事業費等の精算による一般会計繰出金165万7,000円の追加、基金積立金で財政調整基金積立金9,710万円の増額が主なものであります。

8ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計では、1,759万1,000円を追加し、歳入歳出総額を6億2,806万7,000円とするものであります。歳入は、前年度から繰越金1,759万1,000円の増額であります。歳出は、広域連合負担金561万6,000円の増額と、諸支出金で一般会計への繰出金1,197万5,000円の増額であります。

9ページをごらんください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出は、収入で2万9,000円の増額であります。これは、医業外収益において、1名の方から御寄附をいただくことにより一般寄附金の追加であります。

支出では、1,178万5,000円の増額であります。これは、医業費用において、CTスキャナー装置のエックス線管球故障に伴う医療機器修繕費1,296万円の経費の増額と、建物及び機械備品等の前年度取得資産の精査に伴う減価償却費104万3,000円の減額であります。医業外費用では、企業債の利率の確定に伴う支払い利息6万4,000円の減額、補正に伴う税額の再算定を行ったことによる消費税及び地方消費税6万8,000円の減額であります。

資本的収入及び支出は、収入で1,340万円の増額であり、これは、企業債において医療機器の更新等に伴う増額であります。支出では、1,619万3,000円の増額であります。これは、超音波診断装置、上部消化器内視鏡等の機械備品の購入費1,619万3,000円の追加であります。

10ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が平成28年度決算期の反映により長期前受金戻入を6万8,000円増額するものであります。

支出では、営業費用が水量予測等検討業務委託料などによる104万1,000円を増額、営業外費用は消費税納付額135万7,000円を減額するものであります。

資本的支出では、配水管漏水に伴う配水管布設替工事費及び工事に伴う補償費として1,755万9,000円を追加するものであります。

以上をもちまして、議案第44号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」から議案第48号「平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案の説明とさせていただきます。

次に、議案第49号「平成28年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第52号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 会計管理者兼出納室長。

〔会計管理者兼出納室長（北村琢磨君）登壇〕

会計管理者兼出納室長（北村琢磨君） それでは、議案第49号「平成28年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第52号「平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、お手元の平成28年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を御説明いたします。

1ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の105億2,218万円に対し、歳入決算額は105億939万7,281円、予算現額に対する収入率は99.8%であります。歳出決算額は102億3,713万8,110円、執行率は97.2%となり、歳入歳出差引残額は2億7,225万9,171円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の31億201万円に対し、歳入決算額は31億4,481万8,911円、予算現額に対する収入率は101.3%であります。歳出決算額は30億3,154万7,364円、執行率は97.7%、歳入歳出差引残額は1億1,327万1,547円で

あります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の6億1,441万円に対し、歳入決算額は6億2,618万7,503円、予算現額に対する収入率は101.9%であります。歳出決算額は6億859万5,714円、執行率は99.0%、歳入歳出差引残額は1,759万1,789円であります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の276万6,000円に対し、決算額は歳入歳出とも同額の276万5,070円、収入率、執行率は99.9%、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

以上、平成28年度の決算総額は、予算現額142億4,136万6,000円に対し、歳入決算額は142億8,316万8,765円、予算現額に対する収入率は100.2%であります。歳出決算額は138億8,004万6,258円、執行率は97.4%、歳入歳出差引残額は4億312万2,507円であります。

次に、2ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が512万7,000円でございますので、これを差し引いた2億6,713万2,171円が実質収支額となり、平成29年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額512万7,000円は、6月23日に開会されました平成29年第3回臨時会の報告第5号にて報告させていただきました、平成28年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額7,088万7,000円の財源内訳のうちの一般財源分であります。

特別会計につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんでしたので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをごらんください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により各款別の主なものについて御説明いたします。

1款市税は、予算現額21億9,748万5,000円に対し、調定額は23億5,271万5,106円、収入済額は22億5,617万5,165円、一般会計収入済額全体（構成比）の21.5%を占めております。前年度との比較は1,034万2,376円の増加となっており、その主な要因は、法人市民税、固定資

産税及び軽自動車税の増収であります。不納欠損額は1,807万6,780円、前年度との比較は825万3,126円の増加であります。収入未済額は7,846万3,161円、前年度との比較は998万2,436円の減少であり、収納率は95.8%であります。

2 款地方譲与税の収入済額は5,100万1,000円、前年度との比較は472万2,278円の減少であります。

3 款利子割交付金の収入済額は352万1,000円であります。

4 款配当割交付金の収入済額は863万7,000円、前年度との比較は601万円の減少であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は506万1,000円、前年度との比較は823万7,000円の減少であります。

6 款地方消費税交付金の収入済額は3億1,598万3,000円、前年度との比較は4,844万2,000円の減少であります。

7 款自動車取得税交付金の収入済額は1,361万8,000円、前年度との比較は38万6,000円の増加であります。

8 款地方特例交付金の収入済額は579万7,000円であります。

次に、5、6ページをごらんください。

9 款地方交付税の収入済額は36億332万9,000円、一般会計収入済額全体の34.3%を占めております。前年度との比較は1,543万3,000円の減少であります。

10 款交通安全対策特別交付金の収入済額は247万5,000円であります。

11 款分担金及び負担金の収入済額は1億3,450万1,846円、前年度との比較は325万6,897円の減少であります。収入未済額は680万1,630円、主なものは、保育所入所保護者負担金であります。

12 款使用料及び手数料の収入済額は1億2,739万5,782円、前年度との比較は1,187万4,909円の減少であります。不納欠損額は2万4,400円、し尿処理手数料の不納欠損処分によるものであります。収入未済額は717万5,200円、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

13 款国庫支出金の収入済額は10億7,766万6,547円、前年度との比較は3,398万172円の減少であります。これは、主に総務費国庫補助金の減少によるものであります。

14 款県支出金の収入済額は5億8,002万4,583円、前年度との比較は

5,975万2,901円の減少であります。これは主に、総務費県補助金、農林水産業費県補助金の減少によるものであります。

15款財産収入の収入済額は3,649万488円、前年度との比較は551万8,037円の増加であります。これは、不動産売払収入の増加が主な要因であります。

次に、7、8ページをごらんください。

16款寄附金の収入済額は1億169万5,483円、前年度との比較は2,243万2,142円の減少であります。これは、ふるさと寄附金制度による寄附金、いわゆるふるさと納税の減少が主な要因であります。なお、備考欄における前年度比較では、ふるさと納税の基金設置によって平成28年度から目を一本化したため、各目において増減が発生しております。

17款繰入金の収入済額は8億5,338万8,778円、前年度との比較は5,633万7,177円の増加であります。これは、ふるさと応援基金繰入金が増えることが主な要因であります。

18款繰越金の収入済額は3億3,125万6,236円であります。

19款諸収入の収入済額は1億1,538万373円、前年度との比較は1,183万6,941円の減少であり、これは、延滞金及び雑入の減少が主な要因であります。収入未済額は925万2,337円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が139万2,500円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が778万4,582円であります。

20款市債の収入済額は8億8,600万円、前年度との比較は3億1,130万円の減少であります。科目別の詳細は備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額105億2,218万円に対しまして、調定額106億2,919万789円、収入済額は105億939万7,281円、前年度との比較は3億7,050万7,388円の減少となり、不納欠損額は1,810万1,180円、収入未済額は1億169万2,328円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は99.8%、調定に対する収入割合は98.8%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の35ページから38ページにか

けて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、9、10ページをごらんください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものにつきまして御説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億2,338万288円、前年度との比較は2,064万550円の減少であります。これの主な要因は、共済費等の減少によるものであります。執行率は98.2%であります。

2款総務費は、支出済額20億2,034万2,125円、前年度との比較は3億1,164万907円の減少であります。主な要因は、防災費及びコミュニティセンター費等の減少によるものであります。翌年度繰越額は179万円、個人番号カード交付事業であります。執行率は98.0%であります。

3款民生費は、支出済額36億1,550万6,199円、前年度との比較は1億8,905万7,655円の増加であります。この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費等の増加によるものであります。執行率は97.8%であります。

4款衛生費は、支出済額14億3,931万7,846円、前年度との比較は1億3,697万1,940円の増加であります。この主な要因は、病院費等の増加によるもので、執行率は98.6%であります。

次に、11、12ページをごらんください。

5款農林水産業費は、支出済額3億4,584万6,970円、前年度との比較は1億1,131万8,891円の減少であります。この主な要因は、林業費における林道開設改良費及び水産業費における漁港建設費等の減少によるものであります。翌年度繰越額5,880万7,000円は、低コスト造林植えつけ事業669万6,000円、水産基盤ストックマネジメント事業5,037万9,000円、漁港建設単事業173万2,000円であります。執行率は80.3%であります。

6款商工費は、支出済額1億8,957万369円、前年度との比較は1,665万9,130円の増加であります。この主な要因は、商工費における観光費の増加によるものであります。執行率は96.2%であります。

7款土木費は、支出済額3億2,360万5,965円、前年度との比較は40万1,447円の減少であります。この主な要因は、土木管理費及び道路橋梁費における道路維持費の減少によるものであります。翌年度繰越額1,029万円

は、中川橋ほか1橋橋梁修繕事業であります。執行率は95.5%であります。

8款消防費は、支出済額4億4,716万885円、前年度との比較は1億4,571万4,371円の減少であります。この主な要因は、消防費における常備消防費等の減少によるものであります。執行率は98.5%であります。

9款教育費は、支出済額6億5,416万4,721円、前年度との比較は3,203万348円の減少であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費及び小学校費における学校管理費等の減少によるものであります。執行率は96.3%であります。

次に、13、14ページをごらんください。

10款災害復旧費は、不執行であります。

11款公債費は、支出済額10億7,824万2,742円、前年度との比較は3,145万3,534円の減少であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額105億2,218万円に対し、支出済額は102億3,713万8,110円で、前年度との比較は3億1,151万323円の減少であります。翌年度繰越額は7,088万7,000円、不用額は2億1,415万4,890円、執行率は97.2%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を39ページから44ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページをごらんください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフであらわしたものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税34.3%、市税21.5%、国庫支出金10.3%、以下は記載のとおりであります。なお、括弧内の数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出の構成比でございますが、民生費35.3%、総務費19.7%、衛生費14.1%、以下は記載のとおりでございます。

次に、17ページをごらんください。

この表は一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものであります。決算額の合計102億3,713万8,000円のうち、義務的経費は43億9,329万4,000円、全体の42.9%を占めております。前年度との比較は5,890万4,000円の減少であります。

次に、投資的経費は9億3,421万5,000円、前年度との比較は2億5,552万6,000円の減少で、構成比は9.1%であります。

次に、その他経費は49億962万9,000円、前年度との比較は292万円の増加で、構成比率は全体の48.0%であります。

なお、この性質別経費を円グラフであらわしたものが、18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをごらんください。

この表は、平成13年度から、国保、老人保健、後期高齢、公共下水各特別会計の繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合等への負担金について支出状況をまとめたものであります。

19ページ、繰出金、下から2段目の平成28年度の欄をごらんください。

国保、後期高齢、公共下水各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおりで、合計6億4,161万5,000円であります。

19ページから20ページ、負担金の平成28年度の欄をごらんください。

病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合等への負担金は合計14億5,116万7,000円であります。繰出金と負担金の合計は20億9,278万2,000円であります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について御説明いたします。

21、22ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額4億815万5,000円に対し、調定額は4億8,892万9,677円、収入済額は4億952万292円、国民健康保険事業特別会計、収入済額全体の13.0%を占めております。前年度との比較は3,479万9,595円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。不納欠損額は350万2,737円、前年度との比較は437万4,112円の減少であります。収入未済額は7,590万6,648円、前年度より115万5,871円の増加であります。収入率は100.3%、収納率は83.7%であります。

2款国庫支出金の収入済額は5億8,327万8,145円、前年度との比較は5,931万1,807円の増加であります。この主な要因は、療養給付費等負担金の増加であります。

3 款療養給付費等交付金は、収入済額 9,052 万円、前年度と比較して 2,260 万 1,000 円の減少であります。

4 款前期高齢者交付金は、収入済額 8 億 6,392 万 2,148 円、前年度との比較は 1 億 3,495 万 6,988 円の減少であります。

5 款県支出金は、収入済額 1 億 3,364 万 8,212 円、前年度との比較は 730 万 5,531 円の増加であります。この主な要因は、財政調整交付金等の増加によるものであります。

6 款共同事業交付金は、収入済額 6 億 37 万 1,306 円、前年度との比較は 264 万 6,704 円の減少であります。

7 款財産収入は、収入済額 4 万 4,000 円、前年度と比較して 1 万 2,000 円の減少であります。

8 款繰入金は、収入済額 3 億 5,069 万 1,747 円、前年度との比較は 6,955 万 2,044 円の増加であります。この主な要因は、国保財政調整基金の取り崩し額の増加による繰入金の増加であります。

次に、23、24 ページをごらんください。

9 款繰越金は、前年度からの繰越金 1 億 63 万 3,455 円であります。

10 款諸収入は、収入済額 1,218 万 9,606 円、主に前年度における退職者医療交付金の精算による追加交付金や一般分延滞金などの収入であります。前年度との比較は 49 万 4,566 円の減少であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額 31 億 201 万円に対し、調定額 32 億 2,422 万 8,296 円、収入済額 31 億 4,481 万 8,911 円、不納欠損額 350 万 2,737 円、収入未済額 7,590 万 6,648 円であります。収入率は 101.3%、収納率は 97.5%であります。

次に、25、26 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費は、支出済額 6,340 万 3,424 円、前年度との比較は 754 万 7,259 円の増加であります。執行率は 96.4%であります。

2 款保険給付費は、支出済額 18 億 8,060 万 9,296 円、支出済額全体の 62.0%を占めております。前年度との比較は 2,076 万 36 円の減少であります。この主な要因は、療養諸費における一般分及び退職分療養給付費等の減少によるものであります。執行率は 97.4%であります。

3 款後期高齢者納付金等は、支出済額 2 億 8,398 万 4,067 円、前年度と

の比較は908万7,951円の減少であります。この主な要因は、後期高齢者支援金の減少によるものであります。執行率は99.9%であります。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額20万3,795円、前年度との比較は1万4,863円の増加であります。執行率は99.8%であります。

5款老人保健拠出金は、支出済額1万1,156円、前年度との比較は3,042円の減少であります。執行率は27.8%であります。

6款介護納付金は、支出済額9,842万4,603円、前年度との比較は714万9,054円の減少であります。執行率は99.9%であります。

7款共同事業拠出金は、支出済額5億5,299万3,659円、前年度との比較は3,504万8,590円の減少であります。執行率は97.2%であります。

次に、27、28ページをごらんください。

8款保健事業費は、支出済額1,797万5,876円、前年度との比較は113万1,904円の減少であります。執行率は90.4%であります。

9款公債費は、支出済額2,880万円であります。平成22年度に県から借り入れた1億4,400万円の償還金であり、平成28年度をもって全額償還となりました。執行率は99.5%であります。

10款諸支出金は、支出済額1,811万3,488円、前年度との比較は88万1,659円の増加であります。執行率は92.1%であります。

11款基金積立金は、支出済額8,702万8,000円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は5,246万3,000円の増加であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は、予算現額31億201万円に対しまして、支出済額は30億3,154万7,364円、前年度との比較は1,227万3,796円の減少であります。不用額は7,046万2,636円、執行率は97.7%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45ページから48ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について御説明いたします。

29、30ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料の収入済額は1億8,897万6,562円、前年度

との比較は1,275万4,935円の増加であります。収入率は100.6%、
収納率は98.7%であります。不納欠損額は4万8,789円、収入未済額は2
33万2,932円であります。

2款繰入金の収入済額は4億573万81円、前年度との比較は616万2,
731円の増加であります。この主な要因は、事務費繰入金の増加によるもので
あります。

3款諸収入の収入済額は1,157万8,911円、前年度との比較は356万
9,525円の減少であります。

4款繰越金の収入済額は1,990万1,949円、前年度からの繰越金であり
ます。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額6億1,441万
円に対し、調定額は6億2,856円9,224円、収入済額は6億2,618万
7,503円、不納欠損額4万8,789円、収入未済額233万2,932円、
収入率は101.9%、収納率は99.6%となりました。

次に、31、32ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調でございます。

1款総務費の支出済額は1,003万1,185円、前年度との比較は130万
9,375円の減少であり、執行率は95.2%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は5億8,320万9,242円、支出総額の9
5.8%を占めています。前年度との比較は1,886万4,799円の増加であ
ります。

3款諸支出金の支出済額は1,535万5,287円、一般会計への繰出金等で
あります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額6億1,441万
円に対しまして、支出済額6億859万5,714円、不用額581万4,286
円、執行率は99.0%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、
49ページから50ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照くださ
い。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要を御説明いたします。

33、34ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

収入済額、支出済額いずれも同額の276万5,070円であります。

歳入の1款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の1款公債費の支出済額は市債償還元金及び償還利子で、不用額は930円、収入率、執行率はともに99.9%となりました。

以上、平成28年度尾鷲市一般会計及び三つの特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほど御参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして御説明いたしますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

ここで休憩いたします。再開は11時40分からといたします。

〔休憩 午前11時28分〕

〔再開 午前11時40分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第14、議案第53号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、人事案件1件について御説明いたします。

議案書の17ページをごらんください。

議案第53号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、濱口精幸氏の任期が平成29年10月8日をもって満了いたしますが、前任者の辞任に伴い、本年2月28日より就任していただいている濱口氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第14、議案第53号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第15、報告第8号「平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金不足比率の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について御説明いたします。

議案書の19ページをごらんください。

報告第8号「平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。詳細につきましては、20ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第16、選挙第7号「三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項による指名推選にいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名につきましては、議長において指名いたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員には、加藤千速市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました加藤千速市長を三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、加藤千速市長が三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました加藤千速市長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

次に、日程第17、発議第7号「全国森林環境税の創設に関する意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題の発議につきましては、平成29年度税制改革大綱において市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住宅で均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めていることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るための全国森林環境税の早期導入を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第17、発議第7号「全国森林環境税の創設に関する意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第18、発議第8号「北朝鮮による核・ミサイル問題の早急な解決を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長 (南靖久議員) ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案理由の説明を求めます。

7番、村田幸隆議員。

[7番 (村田幸隆議員) 登壇]

7番 (村田幸隆議員) 北朝鮮においては一昨日、大陸間弾道ミサイル搭載用の水爆実験を行ったと報じられました。このことにつきましては、国際社会の警告を全く無視した行為であり、断じて許しがたい暴挙であるところのように思っております。

それでは、発議第8号につきまして意見書 (案) の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

北朝鮮による核・ミサイル問題の早急な解決を求める意見書 (案)。

北朝鮮は、我が国はもとより、国際社会が再三にわたり強く自制を求めているにもかかわらず、核及び弾道ミサイルの開発、発射実験を繰り返している。去る7月4日及び同月28日には、大陸間弾道ミサイルICBMを発射し、日本の排他的経済水域内に着弾をさせた。また、先月には中距離弾道ミサイル4発を同時に米領グアム島周辺に向けて発射する計画を検討していると表明をしたことに加え、29日には弾道ミサイル1発を発射、北海道襟裳岬の上空を通過し、太平洋上に落下をさせた。こうした北朝鮮の度重なる挑発行為には、我が国を初めとする周辺地域、さらには、米国本土を含む広範囲の国々の安全を脅かすものであり、断じて看過、容認できるものではない。

国際社会においては、国連安全保障理事会での制裁決議、あるいは、各国による独自制裁など、北朝鮮に対する圧力を強めているところではあるが、国におい

ては、北朝鮮による核・ミサイル問題の早急な解決を図るべく、米国を初め、各関係国との協力を一層強化し、更なる連携を図りながら、総力を挙げて粘り強く対応するとともに、国民の生命を守るため、弾道ミサイル等に対して即時即応できる万全の体制を構築されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第18、発議第8号「北朝鮮による核・ミサイル問題の早急な解決を求め
る意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第19、発議第9号「道路整備の推進と道路財特法における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

13番、濱中佳芳子議員。

〔13番（濱中佳芳子議員）登壇〕

13番（濱中佳芳子議員） それでは、発議第9号につきまして、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

道路整備の推進と道路財特法における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書（案）。

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、近年、頻繁に発生する自然災害からの住民の安全安心を確保することからも、その整備、充実が求められています。

紀伊半島東南部に位置する三重県東紀州地域は、多くの観光資源と豊富な農林水産資源を有している一方、多雨地域特有の自然災害の発生や南海トラフ地震による災害が想定されている地域であり、当地域での地方創生を実現し、東紀州の新たな地域づくりや活性化、医療施設等への広域的なアクセスの確保及び安全安心な生活を送る上でも、生命線となる道路の早期整備が喫緊の課題となっております。

このような状況において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、道路財特法）の規定による補助率のかさ上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることになります。

つきましては、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、下記事項について強く要望します。

記。

道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本総合交付金や防災安全交付金について、安定的かつ十分な予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

議長（南靖久議員） 時報のため中断いたします。

再開いたします。

13番（濱中佳芳子議員） 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第19、発議第9号「道路整備の推進と道路財特法における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、あす9月6日から9月10日までを休会とし、11日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

[散会 午後 0時02分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署名議員 野 田 拓 雄

署名議員 濱 中 佳 芳 子